

平成27年度

事業計画

津久見市社会福祉協議会

平成27年度事業計画

～事業推進にあたって～

少子高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢・高齢者世帯の増加や家族形態の変容により、地域福祉の基盤である地域における住民同士の繋がりや助け合いが希薄化し、地域社会も変わりつつあります。さらには経済や雇用関係の変化も加わって、経済的困窮や孤立死、引きこもりなど新たな福祉課題や生活課題が顕著になっています。

本市におきましても、同様の状況が伺えることから、誰もが安心して暮らすことが出来る福祉のまちづくりを推進するために、これらの地域福祉課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められています。

本会では、第2期地域福祉活動計画の「人と人との絆を育むまち、つくみ」を基本理念に地域福祉を推進していますが、とりわけコミュニティ機能の充実・強化を図るためには「身近な地域で困りごとの相談を受け止める体制づくり」、「困りごとを解決するための住民相互の、また関係機関との連携の仕組みづくり」、それらの体制や仕組みを支える「市民の福祉への理解や協力」が重要であるととらえ、様々な事業にこれらの視点を盛り込みながら取り組みを進めてまいります。

今年度は、介護報酬の改定により、厳しい財政状況の中ではありますが、新たな「生活支援コーディネーター事業」の受託などにより、より効果的・効率的な事業運営を進め、「社協の特性や強みを活かすこと」を改めて問いながら事業の推進を図ってまいります。

～事業内容～

1. 地区社協による地域での見守り・支え合い活動の推進

地域の中で支援を要する人は、ひとり暮らし高齢者だけではなく、障がい者とその家族、母子父子家庭、子育て中の家庭など、多様化しており、地域の中でどう支えていくかが大きな問題になっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すには、地域の中にあるさまざまな生活課題や困っている方のSOSを早期に把握し、解決できる体制づくりが大切です。

そこで、もういちど、住民同士が隣近所で見守り・支え合える地域にするため、地区社協組織を中心として、区長・区役員・民生委員児童委員・介護予防推進員・盛人クラブ・ボランティアなどの方々から横のつながりを作っていただき、その輪を地区全体に広めていただくように進めていきます。

【取組内容】

(1) 地区社協設置地区について

○地区社協活動の大きな柱でもあります、見守り・支え合い活動について、多くの地域住民の方が参加できるように、地区懇談会や研修会を通じて地区長・班長・各種団体などへご協力いただけるように説明を行います。

○地区社協の活動状況や課題の把握に努めるため、懇談会を通じて意見交換を行います。また、その中で把握した、地域や住民が抱えている様々な問題に対して、地域の方々と協力して解決に取り組みます。

○地区社協の活動として、定例会又は研修会を開催できるよう支援します。

○地縁組織・団体だけではなく、あらゆる関係機関団体（医療・教育関係・福祉団体・ボランティア・行政関係等）が主催する会議や研修会の中で、地区社協の活動を理解していただくための説明を行います。

（２）高齢化や過疎により地区社協設置の困難な地区について

○社協主催の出前サロンや意見交換会を開催し、住民同士が連絡・連携を取れる仕組みを維持していけるように支援を行います。


○出前サロンや出張相談・意見交換会などを通じて、情報提供を行い、地区の要望や課題を解決したり、関係機関へつなぐ活動を行います。

（３）区長・民生委員児童委員と介護予防推進員とのブロック別研修会の開催

○地区社協活動を推進するうえで、まず、区長・民生委員児童委員・介護予防推進員の三者の連携強化は欠かせません。この連携強化を図るために、市内を６つのブロックに分けて、三者の合同研修会を開催します。

２．「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の設置

○生活支援コーディネーター

設置の目的	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備（地区社協活動や新たな福祉サービスなど）を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことを目的します。
役割	<p>①地域ニーズと資源の状況の見える化、問題・課題等の提起 ②多様な主体への協力依頼（働きかけ） ③関係者とのネットワーク化の推進 （連携の体制づくり、情報共有など） ④生活支援の担い手の養成、地域に不足するサービスの開発 ⑤地域の支援ニーズ（課題）とサービス提供主体とのマッチング</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">①～⑤を津久見市社協では下記のとおり取り組む！</p> <p>①地域ニーズと資源の状況の見える化、問題・課題等の提起 ➡ アンケートや地区懇談会・関係機関との意見交換による問題、課題の把握と共有を行います。（地区社協・民児協・区長会・福祉施設など）</p> <p>②多様な主体への協力依頼（働きかけ） ➡ NPO・福祉関係施設事業所・共同組合・福祉団体・地域組織などに高齢者への介護予防・生活支援サービス（家事援助、見守り、配食、集いの場の運営など）の実施を依頼します。</p>

	<p>③関係者とのネットワーク化の推進 ➡ 津久見市社協が現在ネットワーク会議を立ち上げているもの（福祉施設連絡会・ボランティア協力校連絡会など）をベースに、ボランティア組織、民生委員、地区社協、NPO、福祉施設などの連携組織（協議体など）をつくり、地域課題や資源情報の共有を行います。</p> <p>④生活支援の担い手の養成、地域に不足するサービスの開発 ➡ 地区懇談会などにより、見守りや支え合い活動に対する理解者・協力者を増やしていきます。また、地域に不足するサービスを把握し、上記の協議体の中で議論しながらサービス開発につなげます。</p>
配 置	津久見市社協の地域班5名

3. 津久見市社協のホームページ・フェイスブックの運用

多くの市民の皆さんが、地域福祉に対する理解を深められるように、地区社協、ボランティア・民生委員児童委員などの活動をホームページやフェイスブックを利用し積極的に発信していきます。

4. 「津久見市保健福祉ゾーン構想」の推進に伴う総合相談窓口の充実

津久見市の保健福祉ゾーン構想の一翼を担い、保健福祉の相談窓口の一元化を推進します。

【取組内容】

(1) 総合相談窓口の充実（地域班・包括・竹とんぼ）

総合相談窓口（24時間対応）として充実を図るため、職員の資質向上のための研修会・ケース会議への積極的な参加を進めます。

また、相談窓口を共有する長寿支援課と連携を密にし、市民サービスの向上を図ります（※包括・竹とんぼの事業計画は別紙にて）

(2) 専門相談日の充実

年々、複雑多様化する、市民の方々からの相談に対処するため、専門相談日を設置し、ニーズに即した相談体制の充実を図ります。

○法テラスの弁護士による相談	…	第1・3木曜日	14時～16時
○鳥越弁護士による相談	…	第4木曜日	14時～15時30分
○大村司法書士による相談	…	第2木曜日	13時～16時
○年金相談	…	偶数月の第4火曜日	10時～15時
○心配ごと相談（民生委員等）	…	第1・3火曜日	13時30～15時
○消費者行政相談	…	毎週第水曜日	10時～16時
○大分県行政書士会による相談	…	毎月第3月曜日	13時～15時
○若者就労支援相談	…	月1回	

5. 市民ふれあい交流センターの運営

市民ふれあい交流センターは、地域福祉活動の拠点として様々な事業に活用していきます。

①地区社協・ふれあいサロンの交流拠点

- ・地区社協活動に関する研修会やふれあいサロン連絡会を開催し情報交換を行います。
- ・地区社協主催の交流事業を開催します。
- ・お出かけサロン事業を開催します。

②専門相談事業の開催

- ・法律や年金・心配ごと相談などの相談を開催します。

③ボランティアセンター

- ・ボランティアセンターにて、ボランティアの育成・発掘・活動に関する情報集約と情報発信をするため、人及び情報が「集まり」「つながり」「発信する」を3つの柱としてセンターづくりを行っていきます。

④行政主催事業の開催

- ・健康教室や介護予防研修など保健福祉に関する事業を支援します。

⑤福祉関係団体事業所・NPO・地域組織の交流拠点

- ・福祉関係機関・団体、地域福祉活動を行う団体などの研修会、交流会、各種事業に交流センターを利用頂きます。

6. ボランティア活動の推進

【取組内容】

(1) 登録斡旋事業の推進

①ボランティアセンターの充実

ボランティアの育成・発掘・活動に関する情報集約と情報発信をするため、人及び情報が「集まり」「つながり」「発信する」を3つの柱としてセンターづくりを行っていきます。

②ボランティアコーディネート

ボランティア活動（個人・グループ）に関する様々な相談への対応や情報提供を行い、活動をしやすい環境づくりを進めます。また、ボランティアと地域や福祉施設などが、連携した活動につながるように支援を行います。

③社協登録ボランティア（個人・団体）と地域との連携

社協に登録しているボランティア（個人・団体）と地区社協活動やふれあいサロン活動との連携・協力が進むように、意見交換等を行います。

(2) 育成事業の推進

①夏休み体験学習

中高大学生等が夏休みを利用して、自発的な福祉活動を体験することにより、自分たちが住む地域社会の福祉活動や福祉の現状を理解していただき、ボランティア活動への積極的な参加を促進していきます。

②ボランティア協力校の活動支援

実践体験を通し、社会奉仕と豊かな心を育むように、各ボランティア協力校と個別の意見交換を行い、特色を生かした活動が出来るように支援を行います。

また、ボランティア協力校活動の場を利用し、高齢者や障がいなどの理解を深めていただくよう関係機関の協力を得て啓発の場を作ります。

特に、手話を通じて聴覚障害者の理解を深めていただくための講座と認知症を理解いただくための講座を各学校で実施していただくように進めていきます。

③講座の開催

手話講座及び出前ボランティア育成講座の開催を行います。

(3) ふれあい出前講座

知恵や知識、技術をもつ市民の方々に講師として社協に登録いただき、地区での研修やふれあいいきいきサロンなどの講師として派遣を行います。

(講師登録状況は、別紙のとおり)

7. 機関・団体とのネットワークづくりの推進

【取組内容】

(1) 機関・団体とのネットワークづくりの推進

社会の急激な変化に伴って、福祉に対する課題や要望も年々多様化してまいりました。今後もますます変化していくであろうことをふまえれば、身近な地域での福祉課題を地域の様々な方々の横の連携をつくり、協力しあって課題解決に取り組むことが必要であると考えます。

またその一方で、地域で起こる市民だけでは解決できないさまざまな課題などについて、社協や行政、福祉施設・事業所・福祉関係団体等が、課題解決に向けたネットワークを構築することが必要です。津久見市社会福祉協議会では、関係機関による連絡会等を開催し、情報交換や意見交換を通じて、種別の違いを越えて協力・連携・協働を進めるための場づくりに取り組みます。

- ・津久見市福祉施設・事業所連絡会の開催（参加施設事業所19）
- ・津久見市ボランティア連協議会（参加団体）
- ・福祉施設事業所とボランティアグループとの意見交換会
- ・区長、民生委員児童委員、介護予防推進員とのブロック別合同研修会の開催
- ・行政、社協、民生委員児童委員、子育て関係機関等との意見交換会

8. 在宅生活支援事業の推進

(1) 県からの委託事業の推進

①日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいがある方などで、判断能力が不十分なため日常生活に支障がある方を対象に、安心して生活が送れるよう日常的金銭管理等の支援を行います。

②生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者世帯などに対し、経済的自立と生活意欲の向上を図るために、必要な資金の貸付手続きを行います。

③成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及

成年後見制度や日常生活自立支援事業への理解を促進するために、わかりやすい講座を行います。

(2) 市からの委託事業の推進

①地域包括支援センター

地域における総合相談支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う機関として事業の充実に努めてまいります。(別紙事業計画にて説明)

②生活支援コーディネーター事業

P2にて内容説明

③障がい者相談支援事業所サポートセンター「竹とんぼ」

地域で生活する障がい者や介護者、家族等からの相談にお応えして、必要な情報を提供したり、サービスの利用援助や権利擁護のために必要な支援などを行うことによって、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようお手伝いします。

また、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、困難ケースへの対応や成年後見制度の利用支援などを行うことにより、相談支援の充実強化を図ります。

(別紙事業計画にて説明)

④寝具消毒乾燥事業

ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯並びに身体障がい者で、障がい、傷病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な方に対して、年2回のサービスを行います。

(3) 社協自主財源による在宅事業の推進

①福祉機器の貸出

高齢者や障がいのある方へ短期間の福祉機器(電動ベット・車イス・ポータブルトイレ等)の貸出を行います。

②訪問理美容事業

在宅で寝たきりなどの状態にある高齢者や障がい者に対して、理美容師を在宅に派遣し整髪を行います。(理美容師の出張料を社協が支払い、利用者は理美容の店内料金を理美容師に支払います。)

③ふれあい電話事業

ボランティアの方々により、ひとり暮らしの高齢者世帯へ、月2回電話による安否確認の声かけを行います。

9. ふれあい交流事業の推進

(1) 障がい者交流事業の推進

①障がいのある方々の相互交流事業

日帰りバス旅行を通じて、障がい者の社会参加の促進、いろいろな方々との交流の場の提供、ニーズの把握などに努めてまいります。

②地域住民との交流事業（うばめ園・ちちんぷいぷいあけぼの）

知的障がいのある方と住民との花一杯運動やもちつき大会などの支援を行います。

(2) 関係機関・団体・当事者・家族等の主体的活動の支援

①関係機関・団体・当事者等の主体的な交流活動の支援や活動の紹介を行ってまいります。
（例：県南福祉フォーラムの支援・認知症家族会の支援など）

(3) 世代間交流事業の推進

①ふれあいいきいきサロンやボランティア協力校の事業での児童・生徒との七夕づくりや軽スポーツなどを通じて世代間交流活動の支援を行います。

10. 災害に関する社協の役割

①災害時に助け合える地域づくり関すること（地区社協を中心とした活動等）

災害にも強い地域は、住民のつながりがあり、助け合いができる地域です。社協は、地域福祉を推進する団体であるため、災害にも強い地域づくりを含めた地域支援活動福祉教育活動を行います。また、復旧・復興時にも、弱ってしまった地域社会のつながりの回復など、災害によって生まれた地域課題の解決に向けた住民の取り組みを地域福祉の立場から継続的に支援してまいります。

○地区社協による小地域ネットワークの推進

②避難行動要支援者に関すること

災害時要援護者支援対策モデル事業を行った地区の取り組みをマニュアル化し、行政が推進する地域防災計画に基づいた避難行動要支援者の把握及び支援体制づくりに、側面的な支援を行います。

○マニュアルの周知

③災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。

災害時の被災者支援、被災地の復旧・復興には、被災地内外からのボランティアによる救援活動が大きな力となります。社協は、災害ボランティアセンターを設置運営し、「被災者を支援したいボランティアのニーズ(思い)」と「支援を受けたい被災者のニーズ(困りごと)」の窓口となり、双方の思いを「調整し・つなぐ」役割があるため、センターの運営がスムーズに行くようにします。

○災害ボランティアセンターの周知及び運営訓練の実施

- ④生活福祉資金の貸付に関すること（生活困窮被災者を支援する役割）
被災した市民の生活を立て直すため、生活困窮被災者に対する生活福祉資金の貸付の相談窓口となり、申請手続き事務を行う役割があるため、担当者以外の職員でも対応できるように致します。

○生活福祉資金業務研修会への職員の派遣

11. 財源の確保

（1）社協会費制度・共同募金運動の推進強化

- ①社協会費・共同募金の趣旨を住民の方々に理解していただくため、あらゆる機会を通じて周知を行います。

（2）補助事業や委託事業の検討

- ①自主財源が限られる中、補助事業や委託事業の検討を行います。

12. その他事業

（1）啓蒙啓発活動の推進

- ①広報紙・ホームページ・フェイスブックによる広報活動
社協活動・地域福祉活動の周知、福祉情報の伝達及び住民の福祉意識の高揚を目的として広報紙「たちばな」の発行やホームページ・フェイスブックでの情報発信を行います。

- ②市社会福祉大会の開催 … 表彰・講演・意見発表を行います。

③共同募金運動の推進

地域福祉活動をはじめとする様々な事業・活動の財源として、県共同募金会と連携し共同募金運動を行います。

④歳末助け合い募金活動の推進

歳末助け合い募金の一環として、歳末助け合いチャリティーショー・街頭募金活動を行います。

⑤ベンチ設置事業

建築士会の協力により、地区集会所やバス停留所に手作りベンチの設置を行います。

（2）福祉バスの運行 … 関係団体の研修などへ参加の送迎を行います。

（3）関係団体への活動支援 … 次の団体等への活動助成を行います。

民生委員児童委員協議会、盛人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、遺族会
母子寡婦福祉会、子ども会育成連絡協議会、臼津保護司会津久見分区、更生保護
女性会、ボランティア連絡協議会・ボランティアグループ、ボランティア協力校
食生活推進協議会、地域女性団体連合会、NPOちちんぷいぷいあけぼの、社会
を明るくする運動実施委員会、県南福祉フォーラム実行委員会（津久見市）

平成27年度津久見市地域包括支援センター社協事業計画

目 的

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるように、介護予防に限らずあらゆる問題に対して相談・支援に努め、さまざまなニーズに応える高齢者福祉の「ワン・ストップサービスの拠点」となる総合相談窓口としての活動を継続していきます。また今年度は、津久見市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画がスタートするにあたり、基本理念の「住み慣れた家庭や地域のなかで安心して暮らしつづけることができるまちづくり」を目指して津久見市と協同してすすめていくことと、引き続き地域包括ケアシステムを構築するためのネットワークづくりに取り組んでいきます。

事業内容

1 包括的支援事業

1) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が、住み慣れた地域で安心して過ごせるように、自ら介護が必要な状態となることを予防するための健康保持増進、介護が必要になった場合においても適切な介護サービス利用して自分でできることを一緒に考え、自立した生活ができるような計画づくりをおこないます。

① 二次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメント事業

市が把握、選定した二次予防対象者について、利用者自身がどのようになりたいかという目標を掲げ、要介護状態になることを予防するため、自身の意欲を引き出し、介護予防に取り組んでいただけるよう支援する。

② 指定介護予防支援事業（介護予防給付ケアプラン作成）

生活上のさまざまな問題をかかえた要支援1、2の予防認定者に介護予防サービスのみならず、ご近所同士の声かけ、見守りのネットワークをはじめとする「地区社協」の取り組み等を活かしたケアプランを作成し、6か月ごとに評価をおこなうことで、自立にむけた支援計画づくりを支援します。

*包括支援センター社協の支援計画について

- ・担当利用者ごとの計画、評価
- ・民生委員さんとの情報共有と連携

*委託先の支援計画について

- ・自立支援へ向けての予防計画の確認、助言
- ・評価の管理、確認と意見の記入

2) 総合相談支援業務

高齢者が地域の中で安心して生活ができるように、高齢者の抱える様々な問題を地域の特性を十分に理解したうえで、適切なサービス利用につなげていきます。

また、気軽に相談できる窓口であることを、住民の皆さんに周知していく。

- ① 24時間対応の相談窓口
 - ・24時間365日きめ細やかな対応
 - ・夜間休日は転送電話で対応
- ② 地域包括支援センター社協のPR活動・・・顔の見える
 - ・社協広報誌「たちばな」（年4回発行）や市報へ活動を掲載
 - ・社協ホームページに活動を掲載。
 - ・いきいきサロンの出前講座や認知症サポーター養成講座の活用
- ③ 地域における社会資源の掘り起こしと活用
 - ・地域ケア会議への取り組み
 - ・サロン活動の支援者の掘り起こし

3) 高齢者の権利擁護

住み慣れた地域で、安心して尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、権利侵害の予防や対応を専門的、継続的な視点から支援をおこないます。

- ① 高齢者虐待の防止
 - ・市との協働（市町村の権限の行使は委託不可な為）
 - ・地域のネットワークの活用
 - ・関係機関との連携
 - ・高齢者虐待防止の啓発および予防
- ② 消費者被害の防止
 - ・市役所担当者や警察署、消費者センターと情報交換や連携
 - ・広報誌を通して地域住民へ広報
 - ・民生委員、盛人クラブ、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供
- ③ 認知症に関する正しい理解の促進と支援
 - ※認知症サポーター養成講座の開催
 - ・認知症について正しい理解を普及
 - ・地域の団体、各種団体、市内企業、学校関係等へ開催のはたらきかけ
 - ※認知症家族への支援
 - ・ハートの会（介護者のつどい）の運営、支援。
 - ・専門医や認知症疾患医療センターの紹介
 - ・市内医療機関との連携
 - ・認知症の理解や介護方法の指導
 - ※成年後見制度の活用促進
 - ・制度を広く普及させるための広報活動
 - ・相談者に対して制度の説明や親族申し立ての支援
 - ・適切な制度の活用を支援
 - ・日常生活自立支援事業との連携

4) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を維持するために、高齢者自身の努力とともに、高齢者の課題に合った地域におけるさまざまな社会資源の活用で支援していけるよう、介護支援専門員、主治医、関係機関の連携や介護支援専門員に対する支援をおこなっていきます。

- ① 地域ケア会議への取り組み
 - 市役所長寿支援課と協力し、理学・作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士の3職種 of 専門的なアドバイスを受け、市内のサービス事業所との連携、協力のもと要支援者高齢者がより自立に向かうよう、自立支援型のプランの作成をおこなう。
 - ・隔週開催・・木曜日の午後1時30分から
- ② 地域包括ケア会議の開催
 - 各事業所、施設より委員を選出、居宅・訪問・通所・施設の4部会にアドバイザーを加え構成し、事例検討や年間のテーマにそって活動をおこなっていきます。
 - ・全体会、代表者会議、部会の開催
 - ・研修会の開催
- ③ ケアマネジャーへの支援
 - ※地域包括ケース担当者会議
 - ・ケースカンファレンスを2か月に1回開催
 - ・各関係機関との連携や情報交換の場を提供
 - ・地域ケア会議への事例提出への支援
 - ※介護支援専門員連絡会への支援
 - ・研修会の開催
 - ・講師斡旋等の支援
 - ・地域の介護支援専門員の資質の向上に関する支援
 - ※介護支援専門員と地域のネットワーク
 - ・各事業所間の連携
 - ・民生委員児童委員協議会や市内医師会等との関係づくり
 - ※困難ケースへの同行訪問、支援
 - ・困難事例に関して同行、見守り対応等の支援

2 介護予防事業

生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対して、介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護が必要な状況になっても、その状態を維持、改善して悪化させないようにすることで、住み慣れた地域で、活動的で生きがいのある生活ができるような支援を目指します。また、介護予防の意義や知識をサロン活動を通じて広め、介護予防にかかわる人材の育成にも取り組んでいきます。地域のみなさんのふれあい、交流の場を活性化することで、見守り声かけのネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりへとつなげていきます。

① 域介護予防活動支援事業

ふれあいいきいきサロンのコーディネートを通じて地域ごとのニーズの把握や地域の実情に応じた介護予防をおこなっていきます。

- ・各サロン間や様々な団体との交流サロンの開催
- ・ふれあいいきいきサロンの連絡会の開催
- ・出前サロン
- ・お出かけサロン
- ・市民交流センターを活用した誰でもが集まれる交流の場づくり
- ・未開催地区への開催支援
- ・サロン事業の支援者の掘り起こし

- ② 介護予防・日常生活支援総合事業（平成27年10月1日より移行）
元気な時から切れ目のない介護予防を継続し、多様で効果的なメニューを活用して支援をおこなっていきます。
- ・新制度への円滑な移行を長寿支援課と協力しておこなう。
 - ・生活支援コーディネーターと連携して地域資源の活用と発掘をおこなう。

3 その他

1、 災害時要援護者への支援体制づくり

- ① 災害時用台帳の整備
- ・利用者ごとの避難場所、経路、方法の確認
 - ・医療依存度や独居の認知症、障がいの有無
 - ・電源を必要とする器具や機器の使用と停電時の対応
- ② 地域の防災状況の確認・把握

参 考

地域ケア会議

幅広い地域の多職種の見点により、それぞれの専門性に基づくアセスメントやケア方針の検討をおこなう。この検討を通じて自立支援にむかうケアマネジメントの実践力を高め、地域包括ケアシステムの実現につながることを目的とした会議。

地域包括ケア会議

市内介護サービス提供事業所、医療、行政の代表者で構成され、事業所間の交流や、高齢者の介護サービス及び介護予防、生活支援等の介護サービスの調整、地域ケアの総合調整並びに、資源の掘り起こし等を目的とした会議。

平成 27 年度サポートセンター竹とんぼ事業計画

《年度目標》

障害福祉サービス利用者すべてに対し、サービス等利用計画の作成やサービス利用の調整、モニタリングを行っており、市内の障がいのある方や家族と話をする機会が増えています。今後もニーズや実態把握に努め、抱える課題の解決や適切なサービス利用を提供し、障がいのある方の自立を支えることを目指します。また、昨年度に引き続き、障がいに関する啓発活動や、障がいのある方や家族と地域とのつながりづくりに努めていきます。

様々な課題を抱える方に対し、関係機関や専門相談窓口との連携を強化し、総合的な支援ができるよう資質の向上に努め相談支援の充実を図っていきます。

《事業内容》

① 障害者相談支援事業（3 障がい及び難病に対応した一般的な相談支援）

地域で生活する障がいのある方や介護者、家族等からの相談にお応えして、必要な情報を提供し、サービス利用援助や権利擁護のために必要な支援などを行うことによって、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようお手伝いします。（24時間電話相談対応）

（主な内容）

○福祉サービス利用援助（情報提供、相談等）

○社会資源を活用するための支援（情報提供、調整等）

○社会生活力を高めるための支援

- ・自立した生活を送るために必要な生活技術（人間関係の形成、公共交通機関の利用、健康管理、金銭管理、家事など）を身につけるための支援

○権利擁護のための必要な援助

- ・福祉サービスの利用や利用料の支払い支援
- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の紹介
- ・相談の立ち会い
- ・虐待等権利侵害の防止に関すること 等

○専門機関の紹介

- ・ニーズに応じ、考えられる各種専門機関の紹介を行い、必要な手続き（各種手帳取得、年金手続、入院・入所、相続など）の支援

② 市町村相談支援機能強化事業

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、困難ケースへの対応や成年後見制度の利用支援等を行うことにより、相談支援の充実強化を図ります。

- ・専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- ・地域自立支援協議会を構成する方々への専門的な助言・提案等

③ 計画相談支援、障害児相談支援

障がいのある方が自立した生活ができるよう、福祉サービスの利用申請をするにあたり、サービス利用計画を作成します。

- サービス支給決定時（サービス利用支援・障害児支援利用援助）
 - ・支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を作成します。
 - ・支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整・連絡会議、計画の作成を行います。
- サービス支給決定後（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）
 - ・モニタリングによるサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

④ 地域相談支援

施設や病院に入所・入院をされている障がいのある方の退所・退院ならびに保護施設や矯正施設からの地域移行（平成26年度より）される方への支援を行います。

- 地域移行支援
 - ・施設や病院、保護施設等に入所・入院をされている障がいのある方が、退所・退院し地域生活に移行するための相談等を行います。
- 地域定着支援
 - ・退所・退院後の地域生活を継続するにあたり、常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要な障がいのある方への相談を行います。

⑤ その他の取り組み

- 各種研修会への参加
 - ・専門研修、フォローアップ研修、県南ブロック研修 等
- “サポートセンター竹とんぼ”を地域の方々に知っていただく活動
 - ・広報誌たちばなの活用
 - ・地域の集会等でのPR
- 障がい者理解のための啓発活動
ボランティア協力校や地区社協等において、障がい者への理解を深めるための福祉講座等を行っていきます。
- 障がい者やその家族と地域のつながりづくり
お守りキットへの登録を推進するとともに、地区社協や民生児童委員等との関係づくりをすすめていきます。
- 障がい者の就労支援
障がい者支援の制度の枠組みから外れている方の把握や相談を行い、就労関係機関等との連絡調整や情報提供に努めていきます。
- 災害発生時の体制整備
災害発生が予測される場合の情報提供や、災害発生時における安否確認及び迅速な課題把握のための連絡網や支援体制の整備を行います。
- 津久見市障がい者虐待防止センター（福祉事務所）との連携
障がいについての特性や各種支援制度、障がい者虐待防止について、地域住民や協力関係団体に対して、理解を深めるための普及啓発に努めます。
- 各種協議会や委員会等への参加協力
市自立支援協議会各部会、県障害者相談支援事業推進協議会幹事会、就学指導委員会、幼稚園保育園巡回訪問、障害支援区分判定審査会 等